

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第15号	
事故等名	漁船笹川丸漁船万栄丸衝突	
発生年月日時刻	平成21年1月23日07時50分ごろ	
発生場所	山形県鶴岡市所在の鼠ヶ関灯台から真方位209° 11.4海里 (概位 北緯38° 23.8'、東経139° 25.4')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月6日仙台・地方事故調査官が海難報告書を入力 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 漁船 笹川丸 4.0トン	
漁船登録番号	NG3-17280	
船舶所有者	個人所有	
船種・船名・総トン数	B 漁船 万栄丸 0.5トン	
漁船登録番号	NG3-19111	
船舶所有者	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A なし	
	B 右舷外板に亀裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、大島漁場到着後、機関を微速力前進にかけて航走しながら魚群探索を始めた。B船は、船長Bが1人で乗り組み、大島漁場到着後、機関を停止して漂流しながら、魚群探索を開始した。A船は、船長Aが操舵室に入って魚群探知機を見ながら航走中、また、B船は漂流中、平成21年1月23日07時50分ごろ、A船船首とB船の左舷中央部とがほぼ直角に衝突した。 当時、天気は晴れで風はほとんどなく、潮候はほぼ低潮時であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、適切な見張りを行わず、B船に気付かないまま航走したものと考えられる。 B船は、A船の接近に気付いていたものの、A船が自船を避けるものと思い、漂流を続けていたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が航走中、B船は漂流中、A船がB船に気付かないまま航走し、また、B船が、A船の動静を確認しないまま漂流を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	